

## Q &amp; A

**Q1 1回の健診につき、複数の助成券を使用することができますか？**

A 1回の健診につき使用できるのは、1枚の助成券です。

**Q2 双子を妊娠しました。助成券は2人分もらえますか？**

A 妊婦の方一人に対して助成券を交付します。多胎児の妊娠の場合も、妊婦健康診査14枚、産婦健康診査1枚の交付となります。

**Q3 助成券を使用できない病院で健康診査を受診しました。未使用の助成券は破棄していいですか？**

A 還付助成申請の際に、助成券が必要になりますので、破棄せずに保管してください。

**Q4 出産後、助成券が残りました。残った助成券はどうすればよいですか？**

A 残った助成券を、今後の妊娠時に使用することはできません。乳幼児健診等で健康センターに来られた際などに、助成券を返却してください。助成券を使用せずに受けた健康診査の領収証があれば、助成券の残りの枚数分を限度に助成可能ですので、助成券を添えて還付助成申請をしてください。  
(還付助成の申請期限) 妊婦健康診査費・・・最終の妊婦健康診査日より2年以内  
産婦健康診査費・・・出産日から2年以内

**Q5 助成券の交付前に受けた健康診査は、助成の対象になりますか？**

A 助成の対象になります。最終の健康診査受診後、助成券が残れば、還付助成申請をしてください。妊娠確定検査、超音波検査のみの受診、保険診療分等の受診は対象外ですが、初期の血液検査は助成対象になります。

**Q6 還付助成申請に必要な領収証原本は返却してもらえますか？**

A 返却します。ただし、申請の際、領収証原本に加えて、領収証のコピーを添付してください。領収証原本は、申請受付月の翌月下旬までに、助成通知書と共に返却します。

**Q7 還付助成申請の手続きはどこでできますか？**

A 還付助成申請は健康センターのみが受付窓口です。郵送でも受付しています。

**Q8 市外へ転出する場合、還付助成の申請はいつからできますか？**

A 宝塚市に住民票がある期間に受けた最終の健康診査受診日以降に申請が可能です。なるべく転出前に手続きしてください。転出後は本市の助成券は使用できませんので、転出先の市町村で必要な手続きをしてください。

**Q9 妊婦健康診査費、産婦健康診査費還付申請書は、ホームページから入手できますか？**

A 宝塚市ホームページからダウンロードできます。

妊婦健康診査費助成制度  
ホームページ



産婦健康診査事業  
ホームページ

**Q10 母子健康手帳交付前に流産しましたが、助成を受けることはできますか？**

A 妊婦健康診査にあたる受診があれば、還付助成できます。流産の検査・手術等の費用は助成対象外です。次回の妊娠と区別するため還付助成申請書の出産予定日欄のご記入をお願いします。

**Q11 流産、死産後の産婦健康診査費は助成の対象になりますか？**

A 母子健康手帳交付後であり、産婦健康診査費が自費診療の場合に助成の対象になります。

**【問合せ・申請書送付先】**

宝塚市健康推進課(宝塚市立健康センター) 妊婦健康診査費助成事業・産婦健康診査事業担当  
〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4-1 電話0797-86-0056 FAX0797-83-2421